

令和4年度住田町人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、本町の職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況について公表します。

1 任免及び人数の状況

(1) 職員の採用状況（令和3年度）※令和4年4月1日付採用職員

区分	競争試験			選考	合計
	大学卒	短大卒	高校卒		
一般事務	4人	—	2人	1人	7人
保健師	—	—	—	—	—
保育士	—	1	—	—	1
計	4	1	2	1	8

(2) 職員の退職状況（令和3年度中）

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他				合計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
2人	3人	7人	0人	0人	0人	0人	12人

(3) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分 部門		職員数			主な増減理由
		令和3年度	令和4年度	対前年増減	
一般行政 部 門	議 会	2人	2人	0人	●総務・・・欠員のあ る課に補充 ●税務・・・欠員不補 充 ●土木・・・下水道と の配置調整 ●民生・・・欠員不補 充 ●衛生・・・欠員不補 充 ●下水道・・・土木と の配置調整
	総 務	24	23	▲1	
	税 務	5	4	▲1	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	13	13	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	6	7	1	
	民 生	26	25	▲1	
	衛 生	8	7	▲1	
	小 計	86	83	▲3	
教育部門		12	12	0	
公営企業 部 門	水 道	1	1	0	
	下 水 道	2	1	▲1	
	そ の 他	5	5	0	
	小 計	8	7	▲1	
合 計		106	102	▲4	

※1 地方公共団体定員管理調査による。

※2 その他は「国民健康保険」「介護保険」「後期高齢者医療」の各事業。

※3 一部事務組合及び広域連合派遣を職員除く。

イ 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～25歳	26歳～31歳	32歳～37歳	38歳～43歳	44歳～49歳	50歳～54歳	55歳～57歳	58歳～60歳	合計
職員数	1人	8人	24人	14人	14人	17人	10人	7人	7人	102人

※1 一部事務組合及び広域連合派遣職員を除く。

ウ 定員適正化計画の数値目標（各年4月1日現在）

区分	R2	R3	R4	R5	R6	目標値
目標職員数	107人	107人	108人	107人	106人	106人
実職員数	110	106	102			
差引	3	▲1	▲6			

※1 目標値は令和6年4月1日現在の目標職員数。

※2 一部事務組合及び広域連合派遣職員を除く。

2 人事評価の状況（令和3年度）

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されたが、本町では平成19年度から人事評価制度を導入。

評価期間内において、職員が能力及び業績をいかに発揮・達成できたか、5段階で評価し、その結果を昇給及び勤勉手当に反映。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和3年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (R4.3.31現在)	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考)前年度 人件費率
4,995人	5,519,070千円	20,405千円	1,007,949千円	18.3%	17.5%

※1 人件費には、町長などの特別職及び一般職の職員に支給される給料又は報酬、諸手当のほか、退職手当、共済組合や公務災害補償の負担金などが含まれる。

※2 決算額は地方財政状況調査による。

(2) 給与費の状況（令和4年度一般会計予算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
108人	362,657千円	131,641千円	142,980千円	637,278千円	5,901千円

※1 給与費には、町長・副町長・教育長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、報酬、共済組合、公務災害補償の負担金等を含まない。

※2 職員手当には児童手当を含まない。

※3 職員数及び予算額は当初予算書による。

(3) 平均給料月額と平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	住 田 町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	287,788円	39.4歳	323,711円	42.7歳
技能労務職	317,489	54.6	286,570	51.1

※1 平均給料月額とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均。

※2 住田町の数値は地方公務員給与実態調査に、国の数値は国家公務員給与等実態調査による。

(4) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		決定初任給	経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年
一般行政職	大 卒	173,200円	250,800円	273,000円	336,300円
	高 卒	151,900	204,000	(注)	(注)
技能労務職	高 卒	149,200	—	—	—

(注) 該当者が1名のため非表示。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
代表的な職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長補佐 副主幹	課長 課長補佐	課長 局長	
職員数	17人	11人	15人	9人	12人	3人	67人
構成比	25.4%	16.4%	22.4%	13.4%	17.9%	4.5%	100.0%

※1 本表の対象は行政職給料表(一)が適用される職員。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉手当	0.925	0.925	1.85

※1 職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり。

イ 退職手当の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		住田町		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
	勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
	最高限度額	47.709	47.709	47.709	47.709
定年前早期退職者 特例加算措置		—	2～45%加算	—	2～45%加算
1人当たり支給額		5,518千円	13,362千円		

ウ 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給。

区 分	令和2年度決算	令和3年度決算
支給実績	18,573千円	26,188千円
1人当たり支給年額	200	288

※1 支給実績は地方財政状況調査による。

※2 職員数は地方公共団体定員管理調査による。

エ 特殊勤務手当

支給実績（令和3年度決算額）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算額）		0千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0.0%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫作業手当	対象作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者等が存する大船渡市臨時診療所の内部等において、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したときに支給。	日額 3,000円

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ア 配偶者・・・月額 6,500円 イ 子・・・1人につき月額 10,000円 ウ 父母等・・・1人につき月額 6,500円 ※ 16歳から22歳までの子の場合には、5,000円を加算
住居手当	借家に居住する職員に支給 ①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額－12,000円 ②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃額－23,000円)×1/2＋11,000円 ③月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円（最高限度額）
通勤手当	交通機関等利用者及び自家用車等利用者に支給 ア 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額55,000円まで イ 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額23,800円まで
管理職手当	管理又は監督する地位にある課長、局長、教育次長、主幹、園長に支給 月額42,200円（行政職（一）6級）、月額40,300円（行政職（一）5級）
宿日直手当	宿直又は日直勤務した職員に支給 1回 4,400円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 ア 世帯主で扶養親族のある職員・・・月額17,800円 イ 世帯主で扶養親族のない職員・・・月額10,200円 ウ その他の職員・・・月額 7,360円

(7) 特別職の報酬などの状況（令和4年4月1日現在）

区 分		報 酬 等 月 額	期 末 手 当	
給 料	町 長	675,000円	6月期	1.625月分
	副 町 長	556,000円	12月期	1.625月分
	教 育 長	535,000円	計	3.25月分
報 酬	議 長	258,000円	6月期	1.625月分
	副 議 長	207,000円	12月期	1.625月分
	議 員	196,000円	計	3.25月分

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時（1時間）

※1 日曜日及び土曜日は週休日。

※2 一部の職員の勤務時間は、勤務の特殊性により別に定めている。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)／(c)	消化率 (b)／(a)
1,970.8日	428.4日	50人	8.6日	21.7%

※1 総付与日数とは、令和3年4月1日現在において各職員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の全対象職員の合計。※平成20年4月1日より暦年から年度に変更。

※2 全対象職員とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの全期間を在職した職員の数といい、当該期間の中途に採用された職員及び退職した職員並びに当該期間中に休業、休職の事由がある職員を除く。

(3) 病気休暇及び介護休暇の状況（令和3年度）

区 分		人 数
病気休暇	公務上（通勤含む）の負傷又は疾病	0人
	結核性疾患	0
	上記以外の負傷又は疾病	9
介護休暇		0

(4) 特別休暇の導入状況（令和4年4月1日現在）

①選挙権その他公民としての権利を行使する場合・・・必要な期間

②証人等で裁判所等へ出頭する場合・・・必要な期間

③予防接種又は健康診断を受ける場合・・・必要と認められる期間

④骨髄移植や臓器移植のための検査や入院

ア 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合・・・必要と認められる期間

イ 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹に提供する場合・・・週休日、休日及び代休日を除く10日の範囲内の期間

⑤ボランティア休暇の場合・・・一の年度において5日の範囲内の期間

⑥結婚休暇の場合・・・町長が定める期間内で連続する7日の範囲内の期間

- ⑦妊娠に起因する障害の場合・・・10日の範囲内の期間
- ⑧母子保健法の保健指導又は健康診査を受ける場合・・・町長の定める範囲内の期間
- ⑨妊娠中の女性職員の健康保持の場合・・・適宜休息し、又は補食するために必要な時間
- ⑩妊娠中の女性職員の交通機関通勤の休暇の場合・・・勤務時間の始め又は終わりににおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間
- ⑪産前休暇の場合・・・出産予定日の8週間前から出産の日までの請求した期間
- ⑫産後休暇の場合・・・出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- ⑬生後1年6月に達しない子を保育する場合・・・1日2回それぞれ1時間の期間
- ⑭生理休暇の場合・・・2日の範囲内の期間
- ⑮妻の出産補助の場合・・・町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
- ⑯12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護休暇の場合・・・一の年度において5日の範囲内の期間（2人以上の場合にあっては、10日）
- ⑰忌引休暇の場合・・・親族の区分により1日～10日の範囲内の期間
- ⑱配偶者、父母又は子の追悼行事の場合・・・1日の範囲内の期間
- ⑲夏季休暇の場合・・・一の年度の7月から9月までの期間内における原則として連続する4日の範囲内の期間
- ⑳災害等の場合
- ア 住居が滅失又は損壊し、復旧作業等の場合・・・7日の範囲内の期間
- イ 出勤することが困難な場合・・・必要と認められる期間
- ウ 退勤途上における身体の危険を回避する場合・・・必要と認められる期間
- ㉑キャリアアップ休暇の場合・・・次に掲げる区分に応じ、連続する日数の範囲内の期間
- ア 勤続期間が15年に達する日の属する年度の次の年度の4月1日から2年を経過する日までの期間内における週休日、休日及び代休日を除く3日
- イ 勤続期間が25年に達する日の属する年度の次の年度の4月1日から2年を経過する日までの期間内における週休日、休日及び代休日を除く5日

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況（令和3年度）

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員	0人	5人	5人
令和3年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	1	1
令和2年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	2	2
令和2年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員	1	5	6

イ 育児休業の承認期間（令和3年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超～12月	12月超～18月	18月超～24月	24月超	計
取得職員数	0人	5人	0人	0人	0人	5人

ウ 部分休業の承認期間（令和2年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	1年以下	1年超～2年	2年超～3年	3年超～4年	4年超	計
取得職員数	0人	1人	0人	0人	0人	1人

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和3年度）

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0	0	1		1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	1	0	0

(2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	1	0	1

6 服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況（令和3年度）

申請件数	許可件数
0件	0件

7 退職管理の状況（令和3年度）

職員の退職にあたっては、適正な管理に努めている。

なお、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されたことを踏まえ、再就職した元職員による働きかけの禁止などを規定した「職員の退職管理に関する規則」を制定。

8 研修の状況

(1) 研修の概要（令和3年度）

研修（課程）名		受講者数
基本 研修	一般職員研修基礎Ⅰ	5人
	一般職員研修基礎Ⅱ	3
	一般職員研修基礎Ⅲ	2
	監督者級研修	4
	管理者級研修	5
	新規採用職員研修	4
専門 研修	契約事務研修	3
	公営企業事務研修	1
	財務事務研修	1

	新任広報担当者研修	1
	広報担当者研修	2
	人事事務研修	1
	税務事務研修	1
特別 研修	クレーム対応研修	1
	メンタルヘルス研修	1
	管理者級能力開発講座	2
	市町村アカデミー	1
	人事評価研修	1
	政策法務講座	1

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（令和3年度）

項目	対象職員数	受診者数	受診率
胃がん検診	71人	48人	67.6%
子宮頸がん検診	42	24	57.1
乳がん検診	24	15	62.5
生活習慣病予防健診	107	100	93.5

(2) 公務災害及び通勤災害の認定状況（令和3年度）

公務災害	通勤災害	計
1件	0件	1件

(3) 福利厚生の状況（令和3年度）

区 分	内 容
(一財)岩手県市町村職員健康福利機構 ※職員の掛金と負担金（公費）によって運営され、負担率は法定化。	①ライフプラン支援事業（パソコン講習など） ②厚生事業（作品展） ③元気回復事業（退職旅行、親子プラン） ④給付事業（出産祝金、弔慰金、医療補助） ⑤健康支援事業（健康チャレンジ） ⑥貸付事業 ⑦保健保養施設事業（ゆこたんの森助成）

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和2年度末係属件数	令和3年度新規要求件数	令和3年度末係属件数
0件	0件	0件

(5) 不利益な処分についての不服申し立ての状況

令和2年度末係属件数	令和3年度新規要求件数	令和3年度末係属件数
0件	0件	0件